

令和8年度インターンシップに関する覚書

_____（以下「甲」という。）と多治見市（以下「乙」という。）は、乙に甲の学生を派遣して行う、令和8年度インターンシップ・プログラムについて以下のとおり確認する。

（実習地）

第1条 実習は原則、多治見市内で行うが、業務を遂行するうえで必要がある場合は、市外における学生の実習を認めるものとする。

（実習期間）

第2条 令和8年度のインターンシップ実習の期間は、8月31日（月）～9月4日（金）の5日間とする。

（実習時間）

第3条 1日のインターンシップ実習時間は、原則午前9時00分～午後4時00分とし、実習時間のうち1時間を休息時間とする。

（実習プログラムの内容）

第4条 実習プログラムの内容及び実習配属先は、乙に委嘱するものとする。

（実習費用等）

第5条 実習費用は原則無料とするが、交通費、食費、保険等については甲又は学生の負担とする。

（守秘義務）

第6条 学生は実習中に知り得た情報については漏洩のないよう厳守する。

（保険加入）

第7条 甲は学生に対し、実習期間中の事故等に備え、必要に応じた傷害及び損害保険に加入させるものとする。

（その他遵守事項）

第8条 インターンシップ実習に際して、甲及び学生は乙が別に定めた実施要領に従うものとする。

（その他）

第9条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の運用に当たり疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。

附 則

本覚書締結の証として本覚書2通を作成し、署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲

乙 多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市長 高木 貴行